

建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について

【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、汚泥等の焼却施設や汚泥等に含まれるシアン化合物の分解施設など、政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備考(処理施設の種類及び処理能力)																																																				
光和精鉱株式会社 代表取締役社長 平嶋 直樹	北九州市戸畑区 大字中原46番地の93 (工業専用地域)	敷地面積 102,347.57 m ²	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">廃棄物処理施設の種類</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">処理量【日(24時間)】</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">2号固定炉</th> <th style="text-align: center;">3号固定炉</th> <th style="text-align: center;">4号固定炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・汚泥の焼却施設(m3)</td> <td style="text-align: center;">7.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> </tr> <tr> <td>・廃油の焼却施設(m3)</td> <td style="text-align: center;">7.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> </tr> <tr> <td>・廃プラスチック類の焼却施設(t)</td> <td style="text-align: center;">2.7</td> <td style="text-align: center;">2.3</td> <td style="text-align: center;">2.3</td> </tr> <tr> <td>・産業廃棄物の焼却施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 金属くず(t)</td> <td style="text-align: center;">8.6</td> <td style="text-align: center;">7.5</td> <td style="text-align: center;">7.5</td> </tr> <tr> <td> ガラスくず(t)</td> <td style="text-align: center;">7.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> </tr> <tr> <td> 廃酸(m3)</td> <td style="text-align: center;">7.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> </tr> <tr> <td> 廃アルカリ(m3)</td> <td style="text-align: center;">7.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> </tr> <tr> <td> 木くず(t)</td> <td style="text-align: center;">4.2</td> <td style="text-align: center;">3.6</td> <td style="text-align: center;">3.6</td> </tr> <tr> <td> 燃えがら(t)</td> <td style="text-align: center;">8.7</td> <td style="text-align: center;">7.5</td> <td style="text-align: center;">7.5</td> </tr> <tr> <td>・汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設(m3)</td> <td style="text-align: center;">7.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物処理施設の種類	処理量【日(24時間)】				2号固定炉	3号固定炉	4号固定炉	・汚泥の焼却施設(m3)	7.6	6.6	6.6	・廃油の焼却施設(m3)	7.6	6.6	6.6	・廃プラスチック類の焼却施設(t)	2.7	2.3	2.3	・産業廃棄物の焼却施設				金属くず(t)	8.6	7.5	7.5	ガラスくず(t)	7.6	6.6	6.6	廃酸(m3)	7.6	6.6	6.6	廃アルカリ(m3)	7.6	6.6	6.6	木くず(t)	4.2	3.6	3.6	燃えがら(t)	8.7	7.5	7.5	・汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設(m3)	7.6	6.6	6.6
		廃棄物処理施設の種類		処理量【日(24時間)】																																																			
	2号固定炉	3号固定炉	4号固定炉																																																				
・汚泥の焼却施設(m3)	7.6	6.6	6.6																																																				
・廃油の焼却施設(m3)	7.6	6.6	6.6																																																				
・廃プラスチック類の焼却施設(t)	2.7	2.3	2.3																																																				
・産業廃棄物の焼却施設																																																							
金属くず(t)	8.6	7.5	7.5																																																				
ガラスくず(t)	7.6	6.6	6.6																																																				
廃酸(m3)	7.6	6.6	6.6																																																				
廃アルカリ(m3)	7.6	6.6	6.6																																																				
木くず(t)	4.2	3.6	3.6																																																				
燃えがら(t)	8.7	7.5	7.5																																																				
・汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設(m3)	7.6	6.6	6.6																																																				
		建築面積 19,322.08 m ² (申請部分 0.00 m ²) 延床面積 24,361.71 m ² (申請部分 0.00 m ²)																																																					

【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

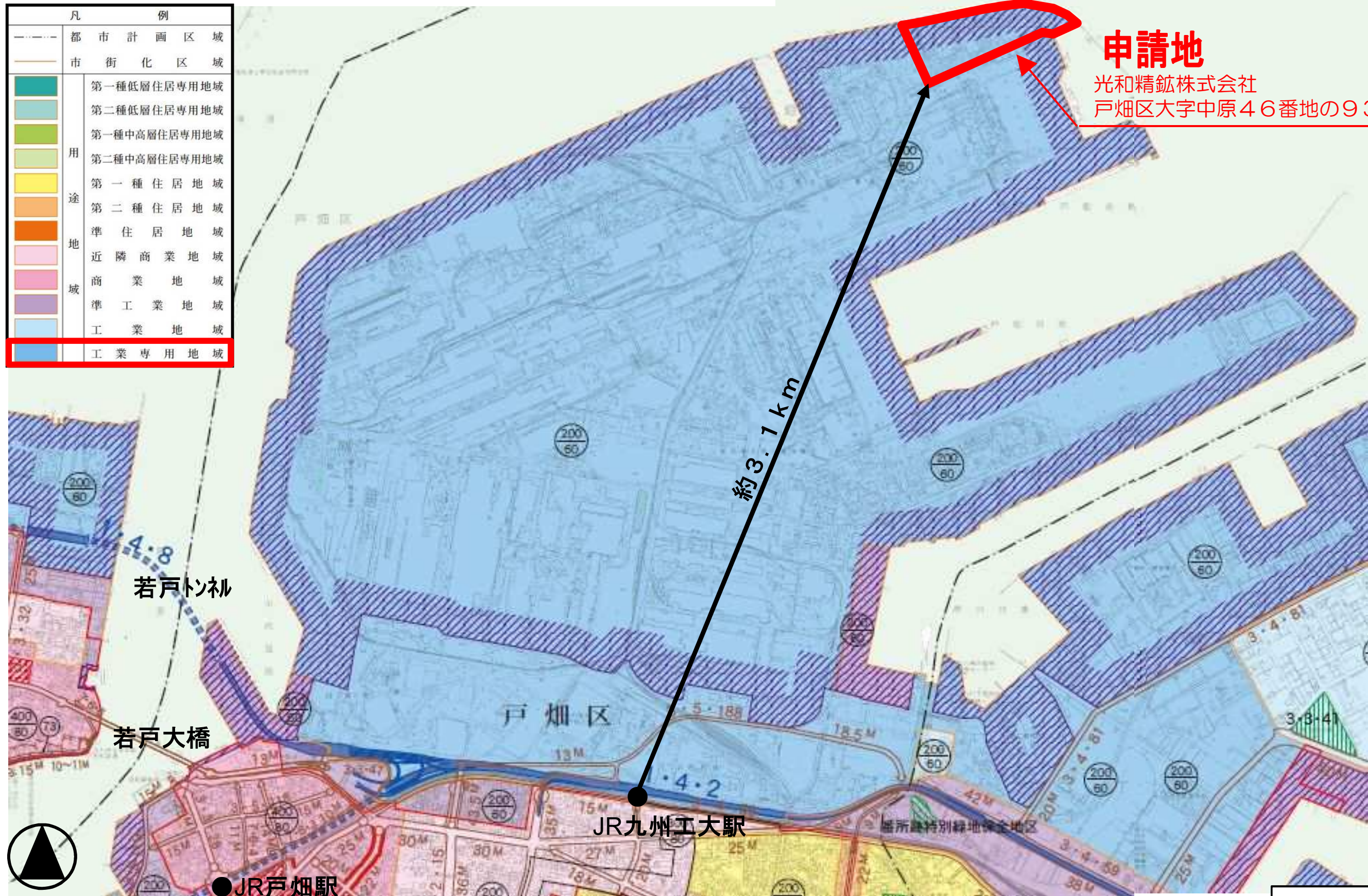
戸畑区大字中原の日本製鉄(株)八幡製鉄所・戸畑構内にある申請地では、主に汚泥、廃油、廃液の産業廃棄物の処理を行っている。受け入れた産業廃棄物は、主としてロータリーキルン炉及び二次燃焼炉(以下、「産廃焼却炉」という。)で処理を行っており、この施設に付随する施設として、バッチ式焼却炉の2号固定炉、3号固定炉、4号固定炉が存在しており、現在、2号固定炉では廃プラスチック類等の焼却、3号固定炉、4号固定炉では微量 PCB 汚染廃電気機器等の低濃度 PCB 汚染物等の焼却を実施している。昨今、産業廃棄物の排出事業者から処理を依頼される産業廃棄物の中に、産廃焼却炉にて処理困難な形状や性質の廃棄物が多数みられ、現在一部で受入れを断っている状況である。

2号固定炉は老朽化しており炉の更新が必要で、3号固定炉、4号固定炉は、現在焼却処理を行っている低濃度 PCB 廃棄物の法的処理期限が2027年3月31日であり徐々に受入れ量も減少しているため、産廃焼却炉において処理が困難な廃棄物を焼却できるように処理品目の追加を計画している。

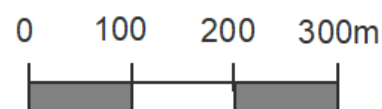
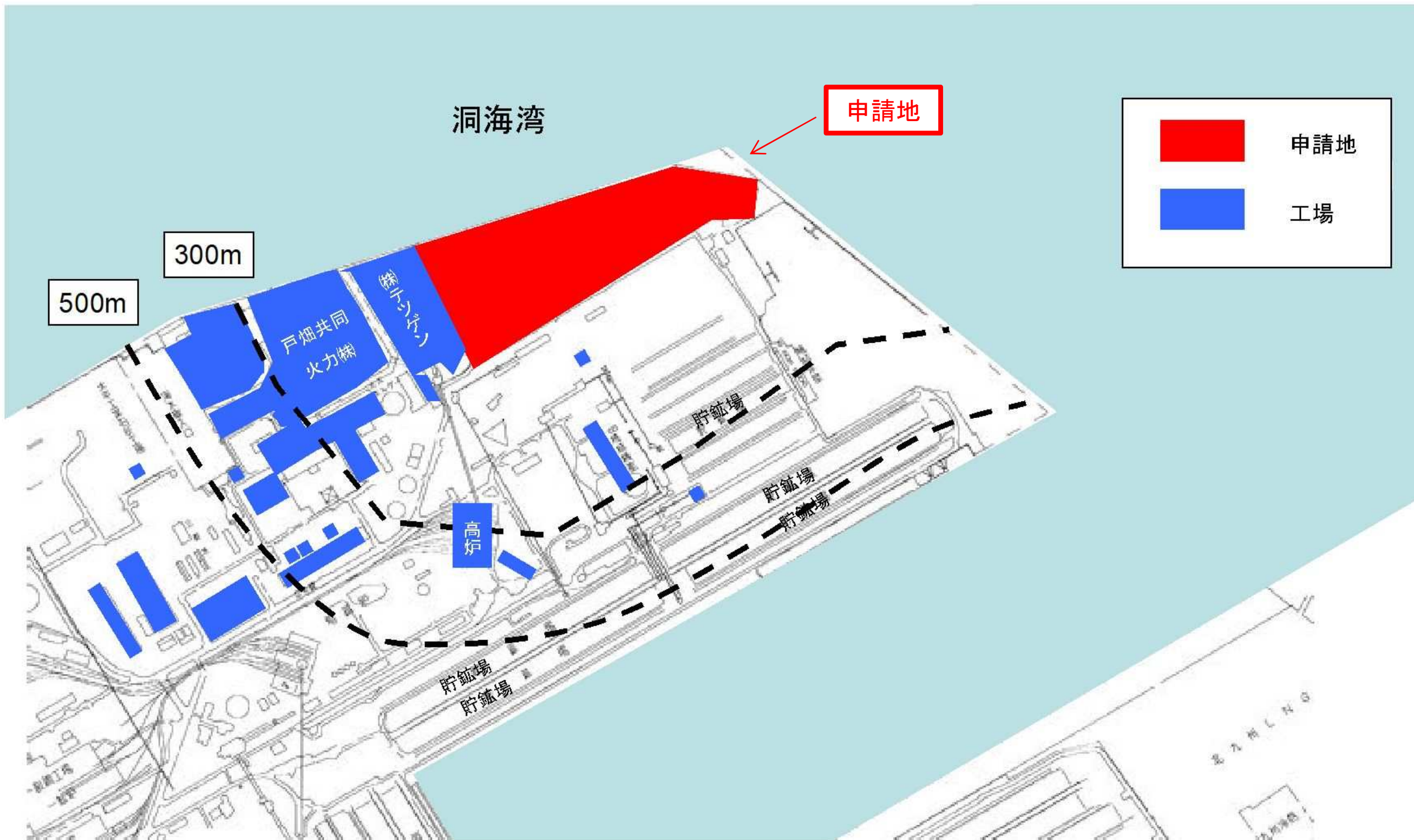
今回の計画により、焼却施設の1日当たりの処理能力が、建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当することから、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とするものである。

建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について
【付近見取図(用途地域図)】

凡	例
-----	都市計画区域
———	市街化区域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域



建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について
【用途現況図】



建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について 【運搬計画図】

1. 計画概要

廃棄物は北九州市及び近隣県を中心とした排出事業者から収集運搬業許可を受けた業者により申請地へ搬入、焼却後の残さはリサイクル材として、製品ペレットは日本製鉄（株）八幡製鉄所・戸畑構内へ、セメント原料、亜鉛原料及び鉄スクラップは構外へ搬出する。

主な搬入出経路は、（都市）高速道路、国道、主要地方道を通り、日本製鉄（株）八幡製鉄所の「飛幡門」または「日明門」を通過して申請地へ搬入する。

2. 運搬計画

(1) 搬入出量

- 搬入 廃棄物 26t/日
- 搬出 鉄スクラップ 0.66t/日

その他残さは、製品の原材料として使用し、下記製品を構内外へ搬出

- ・製品ペレット
- ・セメント原料
- ・石膏
- ・水酸化亜鉛

(2) 搬入出の起点及び終点

- 搬入物の起点
北九州市及び近隣県を中心とした全国の排出事業者
- 搬入終点
申請地
- 搬出起点
申請地
- 搬出終点

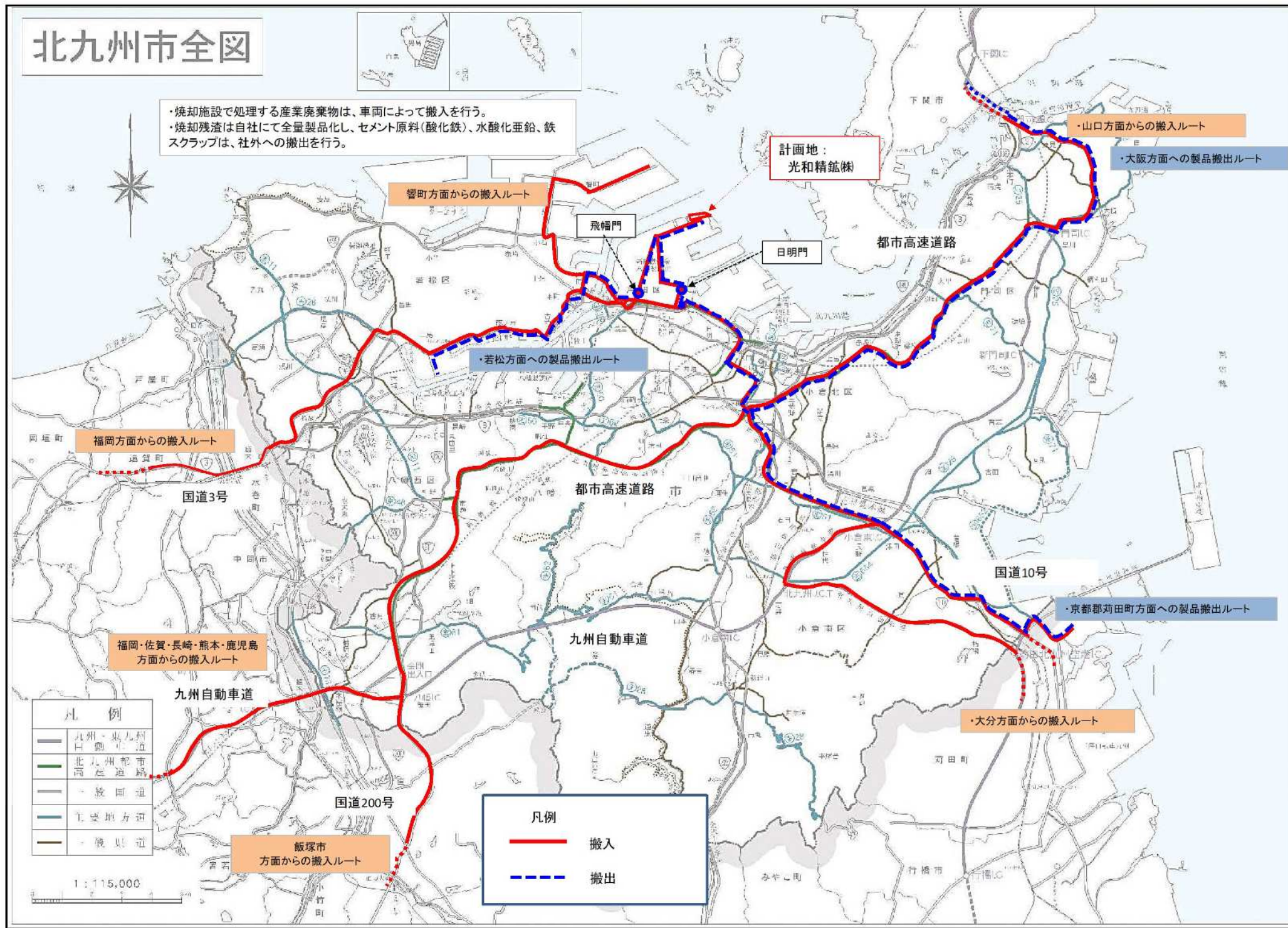
- 搬出起点
申請地
- 搬出終点

リサイクル材	搬出先
製品ペレット	新日鐵住金(株) 福岡県北九州市戸畑区飛幡町1番1号
セメント原料	三菱マテリアル(株) 他
石膏	福岡県京都郡苅田町松原町12番地
水酸化亜鉛	林金属工業所(株) 大阪府堺市西区築港新町3丁27番地
鉄スクラップ	東京製鐵(株)九州工場 福岡県北九州市若松区南二島3丁目5-1

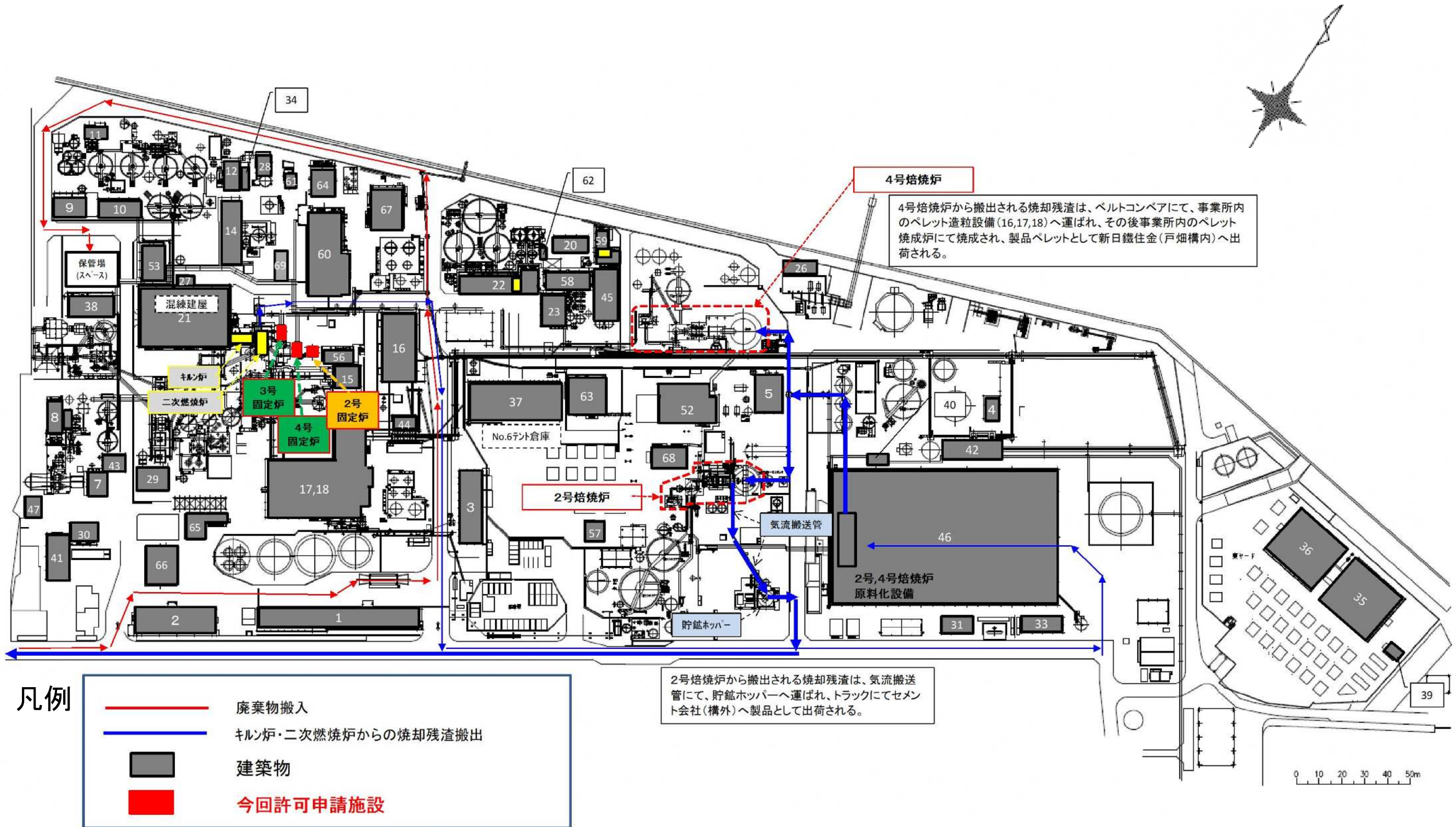
(3) 搬入出台数 (台/日)

	搬入		搬出	合計
	廃棄物	原料		
現状	79	30	25	134
今回増加分	+6	0	±0	+6
合計	85	30	25	140

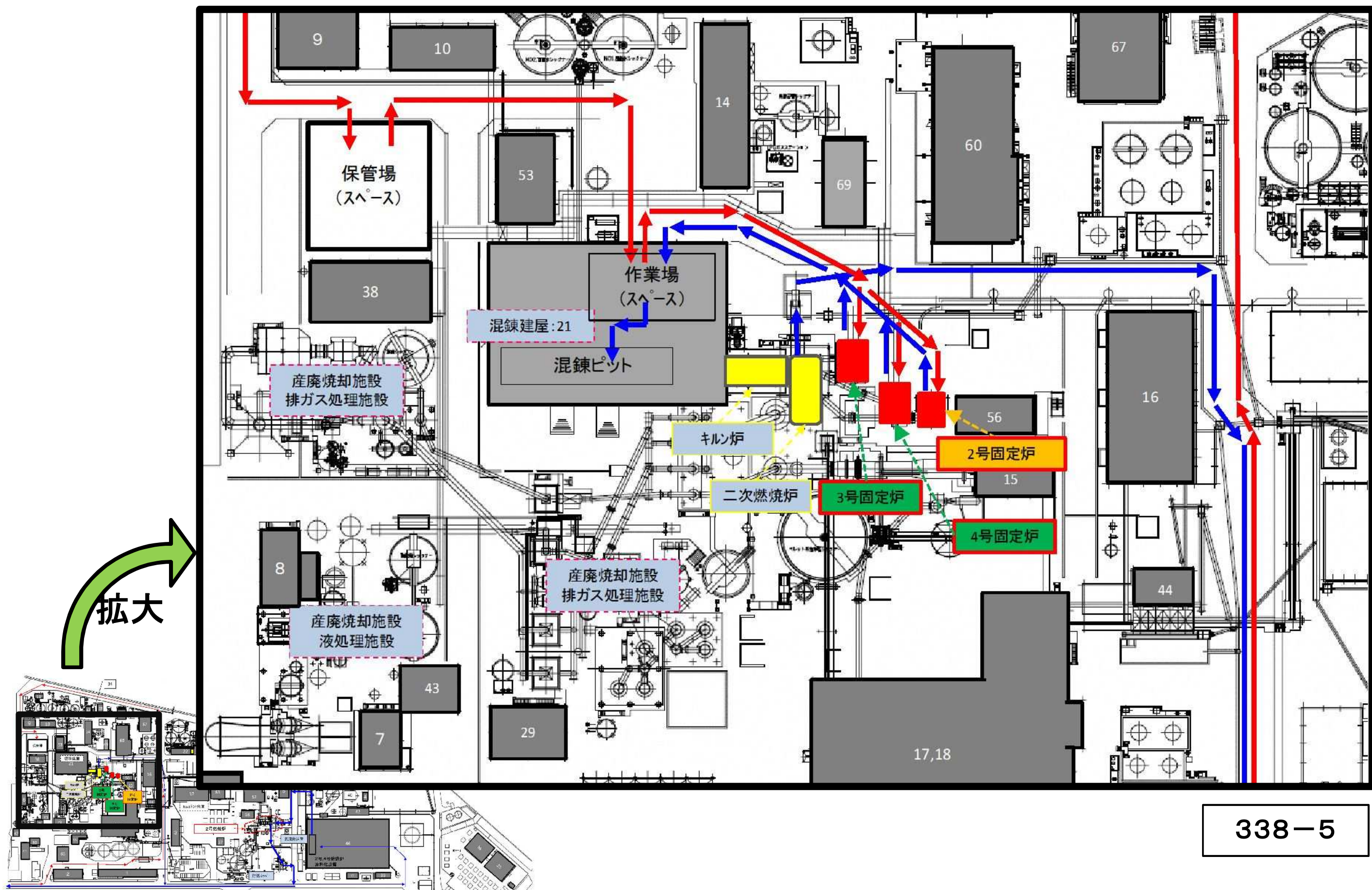
廃棄物は産業廃棄物。
車両は、10t車



建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について 【配置図】 【搬入出図(敷地全体)】



建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について
【搬入・搬出経路図(拡大)】



建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について 【処理フロー図】

